平成 28 年 度

沖縄県健全化判断比率審査意見書沖縄県資金不足比率審査意見書

沖縄県監査委員

目 次

平成28年度沖縄県健全化判断比率審査意見書	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
健全化判断比率の概要 ・・・・・・・・・	•	•	•	 •	•	•	• •		•	•	•	•	•	2
平成28年度沖縄県資金不足比率審査意見書 ·	•	•	•	 •	•	•	• •		•	•	•	•	•	9
資金不足比率の概要・・・・・・・・・・	•	•	•	 •	•	•	• •		•	•	•	•	•	10
(参考)														
1 用語の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	 •	•	•	• •		•	•	•	•	•	11
9 比率質定の対象となる範囲 ・・・・												•		12

平成28年度沖縄県健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成29年8月1日付け総財第340号をもって審査に付された平成28年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、健全化判断比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として実施した。

3 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定し、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率

	平成28年度 (%)	平成27年度 (%)	比 較 増減(△)	早期健全化基準(%)	財政再生 基準(%)
①実質赤字比率	_	_	_	3.75	5
②連結実質赤字比率	_	_	_	8.75	15
③実質公債費比率	9. 5	11. 4	△1.9	25	35
④将来負担比率	51. 1	50.8	0.3	400	

⁽注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていない ため「-」で表示している。

4 審査の意見

実質赤字額及び連結実質赤字額は生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字 比率は算定されない。

実質公債費比率は9.5%で、前年度に比べ1.9ポイント低くなっており、早期健全化基準である25%を下回っている。

将来負担比率は51.1%で、前年度に比べ0.3ポイント高くなっているが、早期健全化 基準である400%を下回っている。

以上のとおり、健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準を下回っている ことから、引き続き適正な行財政運営に努めていただきたい。

健全化判断比率の概要

財政健全化法においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合は、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らねばならない。

1 実質赤字比率の状況

(1) 実質赤字比率とは

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は次のとおりである。

(3) 一般会計等の実質収支

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計が赤字の場合は、その赤字額が実 質赤字額となるが、各会計の実質収支額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっ ていない。

(千円) 計 平成28年度 平成27年度 比較増減(△) 会 名 会 般 計 72, 932, 337 74, 953, 811 \triangle 2, 021, 474 沖縄県農業改良資金特別会計 242, 380 148, 978 \triangle 93, 402 沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計 7,603 60,836 \triangle 53, 233 沖 縄 県 中 小 企 業 振 興 資 金 特 別 会 計 977, 857 738, 419 239, 438 沖縄県下地島空港特別会計 \triangle 334, 574 △ 358, 164 23, 590 沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計 \triangle 4, 107 △ 1,418 \triangle 2,689 沖縄県所有者不明土地管理特別会計 137, 707 17, 184 154, 891 沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計 530, 843 570, 575 \triangle 39, 732 沖縄県林業改善資金特別会計 75,615 67, 227 8,388 沖縄県産業振興基金特別会計 47,647 42, 215 5, 432 沖縄県公債管理特別会 計 \triangle 69, 193, 702 \triangle 71, 039, 403 1,845,701 合 計 5, 343, 388 \triangle 70, 797 5, 414, 185

- (注)・実質赤字比率は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出を 基に算定する。
 - ・健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したもの。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は5,343,388千円の黒字で、前年度と比較すると、70,797千円減少(減少率1.3%)している。

(4) 算定結果

実質赤字比率は、実質赤字がないため、前年度と同様、算定されない。

平成28年度	平成27年度	比較増減(△)
_	_	_

2 連結実質赤字比率の状況

(1) 連結実質赤字比率とは

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営事業会計の資金不足額・資金剰余額を合計した額が 赤字の場合は、その赤字額が連結実質赤字額となるが、この実質収支額及び資金不足 額・資金剰余額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

(千円)

	会 計 名	平成28年度	平成27年度	比較増減 (△)
-	般会計等の実質収支額	5, 343, 388	5, 414, 185	△ 70, 797
公	沖縄県駐車場事業特別会計	3	15	△ 12
公営事業	沖 縄 県 水 道 事 業 会 計	12, 956, 542	12, 894, 884	61, 658
	沖縄県工業用水道事業会計	648, 605	647, 904	701
の資	沖 縄 県 病 院 事 業 会 計	13, 801, 855	14, 444, 488	△ 642, 633
金不	沖縄県下水道事業特別会計	1, 159, 610	884, 488	275, 122
个 足 額	沖縄県国際物流拠点産業集積地域那 覇 地 区 特 別 会 計	71, 182	38, 441	32, 741
額(沖縄県中央卸売市場事業特別会計	9, 953	14, 570	△ 4,617
\triangle	沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	52, 223	65, 652	△ 13, 429
• <i>\b</i> z	沖縄県中城湾港 (新港地区) 整 備 事 業 特 別 会 計	64, 537	48, 082	16, 455
資金剰	沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	5, 975, 778	6, 204, 102	△ 228, 324
余	沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	0	0	0
額	沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	2, 216, 292	0	2, 216, 292
	合 計	42, 299, 968		1,643,157

(注)公営事業のうち宅地造成事業の「沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計」及び「沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計」で資金剰余額が生じる場合、地方債残高及び他会計長期借入金が資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は42,299,968千円の黒字で、前年度と比較すると、1,643,157千円増加(増加率4.0%)している。

(4) 算定結果

連結実質赤字比率は、連結実質赤字がないため、前年度と同様、算定されない。

平成28年度	平成27年度	比較増減(△)
_	_	

3 実質公債費比率の状況

(1) 実質公債費比率とは

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率 を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

(地方債の元利償還金) + (準元利償還金)

実質公債費比率 (単年度) =

一(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額)

(標準財政規模)

- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 H28 H27 H26

(3 か年平均) = (8.81184+9.37061+10.59214) /3=9.5%

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

(千円)

区	分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
分 子	(A)	28, 727, 690	30, 837, 615	33, 799, 574	46, 017, 978
分 母	(B)	326, 012, 259	329, 088, 724	319, 100, 585	317, 617, 638
単年度の比率	率 (A/B)	8. 81184%	9. 37061%	10. 59214%	14. 48848%
実質公債	平成28年度	(3	か年平均) 9	. 5%	
費比率	平成27年度		(3)	か年平均) 11	1.4%

⁽注)単年度の比率は小数第五位まで算出し、3か年平均の比率は小数第二位以下を切り捨てる。

(3) 算定結果

平成28年度の実質公債費比率は、平成28年度、平成27年度及び平成26年度の単年度の比率を平均した結果9.5%となり、前年度より1.9ポイント低くなっている。

平成28年度	平成27年度	比較増減(△)
9.5%	11.4%	△1.9

(4) 前年度との比較

実質公債費比率(単年度)を前年度と比較すると、「地方債の元利償還金」及び「準元利償還金」が減少し、「災害復旧費等に係る基準財政需要額」が増加したことにより分子の額が減少した。 その結果、前年度と比較して約0.6ポイント低くなっている。

分子 (A) (千円)

			<u>X</u>		5	}			平成28年度	平成27年度	比較増減 (△)
+th	地	方 債	\mathcal{O}	元	利	償	還	金	69, 468, 776	69, 922, 176	△ 453, 400
地 方	準	元	利		償	逻	1	金	4, 631, 169	5, 013, 023	△ 381,854
準元利		公営企業 る地方債 認められ	の償	還の	財源				3, 817, 482	4, 073, 305	△ 255 , 823
元利償還金		一部事務線 てたと認る							533, 490	598, 280	△ 64, 790
业金		公債費に準	進ずる	債務負	負担行	·為に	係るも	もの	273, 973	301, 663	△ 27,690
及 び		一時借入	.金の	利子					6, 224	39, 775	△ 33, 551
				計					74, 099, 945	74, 935, 199	△ 835 , 254
地	特		定		財	•		源	4, 205, 251	4, 122, 736	82, 515
利方償債	元基	利償還金 準 財		生元利 標 要			に存 入	系る 額	41, 167, 004	39, 974, 848	1, 192, 156
還の金元か利		事業費補 に算入さ				財政	需要	額	4, 082, 127	4, 237, 060	△ 154, 933
が削り		災害復旧	費等は	に係る	る基準	隼財政	女需要	要額	36, 150, 966	34, 845, 412	1, 305, 554
足引くもの準		密度補正 入された 金(地方 て算入さ	元利(債の)	賞還会 元利(を及て 賞還客	バ準テ 質を 基	己利償	遺還	933, 911	892, 376	41, 535
元				計					45, 372, 255	44, 097, 584	1, 274, 671
		分	子	0)	額				28, 727, 690	30, 837, 615	△ 2, 109, 925

<u> 分母 (B)</u> (千円) 分 比較増減(△) 区 平成28年度 平成27年度

標	準	財	j	攻	規	模	367, 179, 263	369, 063, 572	△ 1,884,309
標	準	税	収	入	額	等	135, 787, 592	131, 509, 497	4, 278, 095
普	通	交	,	付	税	額	203, 839, 064	203, 368, 442	470, 622
臨日	時財政	女 対	策 債	発:	行可向	能額	27, 552, 607	34, 185, 633	△ 6,633,026
準財ī 引く	政規模だ もの	金田			・準元利 準財政需		41, 167, 004	39, 974, 848	1, 192, 156
		分日	卦 0) 客	頁		326, 012, 259	329, 088, 724	△ 3, 076, 465

4 将来負担比率の状況

(1) 将来負担比率とは

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

(2) 算定式

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

(将来負担額) - (充当可能財源等) 841,800,814千円 - 675,093,973千円 - 51.1% (標準財政規模) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) 367,179,263千円 - 41,167,004千円

(注)将来負担比率については、小数第二位以下は切り捨てる。

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

(千円)

			\ 1 7
区分	平成28年度	平成27年度	比較増減(△)
分 子 (A)	166, 706, 841	167, 348, 113	△ 641, 272
分 母(B)	326, 012, 259	329, 088, 724	△ 3, 076, 465
将来負担比率 (A/B)	51.1%	50.8%	0.3

(3) 算定結果

将来負担比率は51.1%で、前年度の50.8%と比較して0.3ポイント高くなっている。

平成28年度	平成27年度	比較増減(△)
51.1%	50.8%	0.3

(4) 前年度との比較

将来負担比率を前年度と比較すると、「臨時財政対策債発行可能額」が減少したことにより分母の額が減少した。 その結果、前年度と比較して0.3ポイント高くなっている。

分子 (A) (千円)

	区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減(△)
	地方債の現在高	655, 195, 812	662, 979, 388	△ 7, 783, 576
将	債務負担行為に基づく 支 出 予 定 額	775, 753	1, 124, 885	△ 349, 132
45	公営企業債等繰入見込額	39, 497, 896	39, 006, 199	491, 697
来	組合負担等見込額	4, 820, 914	5, 222, 359	△ 401, 445
負	退職手当負担見込額	140, 935, 015	137, 928, 196	3, 006, 819
担	設立法人の負債額等負担 見 込 額	575, 424	446, 216	129, 208
1-7	連結実質赤字額	0	0	0
額	組合連結実質赤字額負 担 見 込 額	0	0	0
	言 †	841, 800, 814	846, 707, 243	△ 4, 906, 429
充业	充 当 可 能 基 金	97, 112, 594	99, 082, 184	△ 1,969,590
当可能	充当可能特定歳入	21, 857, 190	25, 699, 614	△ 3, 842, 424
能財源	基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	556, 124, 189	554, 577, 332	1, 546, 857
等	計	675, 093, 973	679, 359, 130	△ 4, 265, 157
	分 子 の 額	166, 706, 841	167, 348, 113	△ 641, 272

分母 (B) (千円)

		区	分			平成28年度	平成27年度	比較増減(△)
標	準	財	政	規	模	367, 179, 263	369, 063, 572	△ 1,884,309
標	準	税	収 入	額	等	135, 787, 592	131, 509, 497	4, 278, 095
普	通	交	付	税	額	203, 839, 064	203, 368, 442	470, 622
臨時	持財政	效対策	資債発	行可能		27, 552, 607	34, 185, 633	△ 6, 633, 026
標準財政規模か ら差引くもの			41, 167, 004	39, 974, 848	1, 192, 156			
	分	日	の	額		326, 012, 259	329, 088, 724	△ 3, 076, 465

平成28年度沖縄県資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成29年8月1日付け総財第340号をもって審査に付された平成28年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

2 審査の概要

審査に当たっては、資金不足比率の算定が、関係法令に沿って正確に行われているか、 また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼と して実施した。

3 審査の結果

審査に付された次の11公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に算定し、適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率

会 計 名	平成28年度	平成27年度	経営健全化 基 準 (%)
①沖縄県水道事業会計	_	_	20.0
②沖縄県工業用水道事業会計	_	_	20.0
③沖縄県病院事業会計	_	_	20. 0
④沖縄県下水道事業特別会計	_	_	20.0
⑤沖縄県国際物流拠点産業集積 地域那覇地区特別会計	_	_	20. 0
⑥沖縄県中央卸売市場事業 特別会計	_	_	20.0
⑦沖縄県宜野湾港整備事業 特別会計	_	_	20.0
⑧沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	_	_	20.0
⑨沖縄県中城湾港(新港地区) 臨海部土地造成事業特別会計	_	_	20. 0
⑩沖縄県中城湾港(泡瀬地区) 臨海部土地造成事業特別会計	_	_	20.0
⑪沖縄県中城湾港マリン・タウン 特別会計	_	_	20. 0

⁽注) 資金不足額が生じていないため、「一」で表示している。

4 審査の意見

審査した上記11公営企業会計においては、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

資金不足比率の概要

1 資金不足比率の状況

(1) 資金不足比率とは

資金不足比率は、地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければならないため(独立 採算の原則)、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及 ぼさないよう、個々の収支(企業の経営状況)を事前に確認する必要がある。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(2) 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模

(3) 算定結果

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

(参考) 1 用語の説明

用語	説	明	
一般会計等		法における実質赤字比率の対象となる いうち、地方公営事業会計以外のもの。	
実 質 収 支	形式収支から、翌年度に繰り 繰越等の財源を控除した額。	さ支出との実質的な差額をみるもので)越すべき継続費逓次繰越や繰越明許 団体」という場合は、実質収支の黒字	費
標準財政規模		大態で通常収入されるであろう経常的 標準税収入額等に普通交付税等を加	
公 営 企 業	法非適用企業に分類される。 地方公営企業法の全部又は一 地方財政法第6条の規定によ	本が経営する企業であり、法適用企業 地方公共団体財政健全化法においては 一部を適用している事業を法適用企業 こり特別会計を設けて事業の経理を行 適用企業以外のものを法非適用企業と	は、、っ
(法適用企業)	定められている上水道、工業 気(水力発電等)、ガスの7 るように定められている病院	会企業法の全部を適用することが法律 使用水道、軌道、鉄道、自動車運送、 事業、法律により財務規定等を適用 完事業(以上、当然適用事業)、及び 又は財務規定等を任意で適用する事	電す条
(法非適用企業)	(それぞれ地方公営企業法を ある。	重事業、宅地造成事業、観光施設事業 を任意適用していないものに限る。) ↑を設けて行うこととされており、そ いう。	が
		けは、企業会計方式により経理が行わ∤ :同様、地方自治法に基づく財務処理	
資金の不足額	については流動負債の額から)累積不足額を表すもので、法適用企 ら流動資産の額を控除した額を基本と は一般会計等の実質赤字額と同様に算	Ũ
早期健全化基準	化した状況において、自主的 べき基準として、実質赤字は	でが不均衡な状況その他の財政状況が りかつ計画的にその財政の健全化を図 比率、連結実質赤字比率、実質公債費 ごれについて定められた数値。	る
財政再生基準	│しい悪化により自主的な財政 │いて、計画的にその財政の領	えの著しい不均衡その他の財政状況の 女の健全化を図ることが困難な状況に 建全化を図るべき基準として、実質赤 が実質公債費比率のそれぞれについて ひとして定められた数値。	お 字
経営健全化基準		いつ計画的に公営企業の経営の健全化 ド足比率について定められた数値。	を

(参考) 2 比率算定の対象となる範囲

()	· <i>与)</i>	2	νυ -1	早年の対象とよる軋田	
				一般 会計	
一般会計等	一般会計等 に属する特 別会計			沖縄県農業改良資金特別会沖縄県小規模企業者設備導入資金特別会沖縄県中小企業振興資金特別会沖縄県中小企業振興資金特別会沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会沖縄県沿岸漁業改善資金特別会沖縄県沿岸漁業改善資金特別会沖縄県沿岸漁業改善資金特別会沖縄県林業改善資金特別会	等計計計計計計計計計計
	般:	会計等	章以外	沖縄県公債管理特別会	計 -
	る特別会計以外		†のう に係	沖縄県駐車場事業特別会	計
			宅地	沖縄県水道事業会	計
	営企業会			沖縄県工業用水道事業会	計
,\				沖縄県病院事業会	計
公営事業会計			成事業以	沖縄県下水道事業特別会 沖縄県国際物流拠点産業集積地 那 期 地 区 特 別 会 沖縄県中央卸売市場事業特別会 沖縄県宜野湾港整備事業特別会 沖縄県中城湾港 (新港地区 整 備 事 業 特 別 会	也域計計計計
				沖縄県中城湾港(新港地区	()
			沖縄県中城湾港(泡瀬地区	: 計	
	祁 事	務系	_ 组合	沖縄県離島医療組	合
Н	·	323 /1	II	那 覇 港 管 理 組	<u>合</u>
地 方 公 社 ・ 第三セクター等				沖縄県土地開発公	社
				沖縄県産業振興公	社
				沖縄県信用保証協	会
				沖 縄 県 農 業 振 興 公 八 重 山 漁 業 協 同 組	<u>社</u> 合
				宮 古 島 漁 業 協 同 組	合

